

『健康保険被保険者証 家族（被扶養者）』
が発行されている方へ

日本旅行健康保険組合

健康保険 「被扶養者の資格確認（検認）」の実施について

この確認調査は、現在被扶養者として認定されている方が引続き資格があるかどうかの確認を行い、皆様からお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化をはかるため、厚生労働省の指導に基づき、1年に1度実施するものです。

なお、確認にあたっては、「健康保険 被保険者・扶養者 確認書」をはじめ関連する添付書類を提出していただくこととなりますが、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

記.

1. 確認調査の対象者

本年5月1日現在、「健康保険被保険者証 家族（被扶養者）」が発行されている方

2. 提出書類

(1) 健康保険被保険者・被扶養者確認書

裏面の手順に従って提出してください。

(2) 資格確認の必要添付書類

別紙1《添付書類一覧》を参照のうえ必要書類を提出してください。

◎マイナンバー制度による情報連携により、一部添付書類が不要となる予定でしたが、現在試行運用中のため、厚生労働省からの通達により、従来通り添付書類の提出が必要となりましたのでご了承ください。

3. 提出期限・提出先について

同封の封筒により、平成29年8月31日(木)必着で当健保組合に提出してください。

※提出期限までに提出されない場合は、「被扶養者資格」を取消す場合がありますので、ご注意下さい。

4. その他

今回ご提出いただく資料の個人情報につきましては、被扶養者認定確認のためのみに利用いたします。

なお、当健康保険組合の個人情報の取扱については、当健保ホームページ (<http://kenpo.nta.co.jp>) の“けんぽのご案内”をご参照ください。